

別記様式第2号

サイズ 縦 55mm × 横 90mm

表面

<b>島根県被災住宅応急復旧相談員証</b>			
写真貼付欄	登録番号	第	号
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	登録年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
	勤務先		
		島根県知事	印

裏面

<b>島根県被災住宅応急復旧相談員の責務</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 県又は市町村から応急復旧相談の要請があった場合、速やかに対応すること。ただし、自らが被災する等により対応が困難な場合はこの限りでない。</li><li>• 応急復旧相談は、良心的かつ誠実に行うこと。</li><li>• 応急復旧相談を行う場合は相談員証を携行し、相談者から提示を求められた場合は、これに応じること。</li><li>• 相談員の業務を通じて知り得た事項は、他に漏らさないこと。</li><li>• 被災住宅の復旧に関する講習会（応急復旧講習会を除く。）に参加する等、応急復旧に関する知識や技術力の向上に努めること。</li><li>• 島根県及び県内市町村が行う被災住宅の復旧に関する取り組みに協力すること。</li><li>• 応急復旧相談に対する報酬を求めないこと。</li></ul>